

吉 会 第 4 5 号  
平成30年2月26日

吉田町監査委員 伊藤 利勝 様  
吉田町監査委員 遠藤 孝子 様

吉田町長 田村 典彦

### 定期監査結果に基づく措置について

平成29年12月27日付け吉監第41号による定期監査結果報告書における意見について、下記の通り措置を講じたので、地方自治法第199条第12項及び吉田町監査委員監査基準第32条第1項の規定により通知する。

#### 記

- 1 監査の種別 定期監査
- 2 監査の対象 会計課
- 3 監査結果報告書年月日 平成29年12月27日
- 4 意 見

##### (1) 意見の内容

登録備品については物品出納員（会計管理者）から物品分任出納員（各課局長）へ備品の現物確認を毎年1月に実施し、3月下旬までに物品出納員へ報告するものとしているが、本年度の指定管理者監査において現物がないにも関わらず、備品点検票では有りとなっている例があった。

物品出納員（会計管理者）は物品分任出納員（各課局長）に対し、指定管理者施設内の町所有備品についても指定管理者任せにせず、現物確認を徹底するよう指導されたい。

##### (2) 措置の内容

平成30年1月19日付け事務連絡において各課局長へ備品点検を行うよう通知し、指定管理先にある備品についても現物確認を徹底するよう指導した。

また、2月1日実施の課長会議において同通知の詳細説明を行い、改めて指定管理先にある備品の現物確認の徹底及び指定管理先における町備品の適切な管理を指導した。